

○印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の職務に専念する
義務の特例に関する条例

昭和47年9月14日
条 例 第 8 号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、その職務に専念する義務の免除を受けることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、管理者が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年9月14日から適用する。